

参議院選挙後の情勢と国民運動の課題

五十嵐 仁（法政大学大原社会問題研究所前教授）

〔以下の論攷は、『建設労働のひろば』No. 100、2016年10月号、に掲載されたものです。〕

はじめに

7月に実施された参院選では与党が勝利しました。しかも、「改憲勢力」とみなされている政党や議員を合計して参院の3分の2の議席を超えました。すでに、衆院でも与党は改憲発議可

能な3分の2を超えていますから、衆参両院で改憲へのハードルをクリアしたことになります。しかし、このような与党の「勝利」は、嘘とペテンで塗り固められたものでした。安倍首相は経済政策を前面に出して「アベノミクスは道半ば」だと言い張り、本来の争点であった憲法問題について街頭演説では一言も触れず、消費税の8%から10%への再増税についても再延期してしまいました。本来であれば、これこそが参院選での最大の争点になるはずだったので、それを消してしまつたのです。さらに、同一労働同一賃金など野党が掲げていた政策を盗んで政策的な違いを曖昧にしました。

このような選挙戦術が国民感情にうまくマッチしたように見えます。中国の海洋進出や北朝鮮の核実験・ミサイル発射などで不穏な状況にある日本周辺の安全保障環境、途上国の経済不振やイギリスのEU離脱などで不透明感を増す経済情勢などに直面して、国民は不安を感じていたからです。

同時に、今回の参院選ではこれまでにない新しい動きがありました。それは市民と野党とが力を合わせて選挙に取り組んだことです。その結果、32の1人区で野党の統一候補が擁立され、11勝21敗という成績を収めました。3年前の参院選では2勝29敗でしたから、画期的な前進を遂げたこととなります。このような新しい共闘の実現が今回の参院選での最大の成果でした。

この共闘を維持・発展させてアベ暴走政治をストップさせ、来るべき総選挙での政権交代に向けての準備を始めることが、これからの最大の課題となります。そのためにはどうするべきなのでしょう。情勢はどう変化し、そこでの新たな課題はどのようなものなのでしょう。私たちはそれをどう受け止めて、どう対応していったら良いのでしょうか。

1 第3次安倍改造内閣の発足と野党共闘

*第3次安倍改造内閣の発足

参院選での改選を受けて安倍首相は内閣改造と自民党役員人事を行い、第3次安倍改造内閣が発足しました。これまでの内閣と基本的な骨格が変わらないばかりか、これまでより以上に「エンジン吹かせる」ことを狙った「暴走加速」内閣になっています。安倍カラーを一段と強めて右へと大きくハンドルを切るための布陣がなされているからです。

それを象徴的に示しているのが稲田朋美防衛大臣の起用です。早速、中国や韓国のマスコミは警戒感を示しました。稲田防衛相が極右の改憲論者で靖国神社への参拝を繰り返してきた人物であることはよく知られています。そのことを安倍首相も知つたうえで起用ですから、周辺諸国を挑発しているようなものです。

このような暴走の加速は参院選が終わった直後からすでに始まっています。沖縄の高江ではオスプレイの発着用ヘリパッド建設に向けての工事を始め、辺野古での新基地建設に向けて

の和解を破棄して裁判を再開し、地上部分での工事を強行しています。

原発問題でも、再稼動と建設促進に向けての暴走が加速されています。運転開始から40年になる福井県的美浜原発3号機について、原子力規制委員会は関西電力の安全対策が新しい規制基準の審査に事実上合格したことを示す審査書の案を取りまとめ、再稼働への道を開き、山口県上関町では中国電力が建設を目指す原発について、県は建設予定地の海を埋め立てる工事の免許延長を許可しました。

この原発を所管する経済産業大臣に抜擢されたのが世耕弘成さんです。第2次安倍政権発足時から官房副長官として「メディア対策」を担ってきた側近中の側近で、改憲団体である「創生『日本』」の副会長にして神道政治連盟国会議員懇談会のメンバーですから、改憲・タカ派という一面もあります。

この内閣について安倍首相は「未来チャレンジ内閣」と名付けました。これは表の看板にすぎません。この看板の裏には「延長チャレンジ内閣」や「改憲チャレンジ内閣」と書かれています。自民党総裁としての任期延長や改憲への道筋をつけることを、ひそかに狙っているからです。

二階俊博総務会長を幹事長に横滑りさせたのは総裁任期延長の工作を進めてもらうためでした。しかし、「改憲チャレンジ内閣」という別の目標の足を引っ張る可能性もあります。二階幹事長は憲法改正について「急がば回れだ。慌てたら、しくじる」と述べ、「首相の政治的信条は

分かるが、強引にやっつけていくスタイルは受け入れられない」と指摘していますから。

いずれにしても、これから危険な運転が続くことは明らかです。日本社会全体が右への傾斜を強めています。これにブレーキをかけて事故の発生を防ぐことができるのは市民と野党の共同しかありません。アベ政治の暴走加速にストップをかけられるかどうか、正念場を迎えています。

* 野党共闘をめぐる民進党内での議論

野党共闘は民進党の代表選挙でも大きな争点になりましたが、立候補した3人は参院選での野党共闘については一定の評価をしていました。共闘したから負けたというのではなく勝ったわけですから、真つ向から否定するわけにいかないのは当然でしょう。問題は衆院選での共闘と共産党との連立です。新しい代表に選出された蓮舫さんは「衆院選で綱領や政策が異なる政党と政権を目指すことはない」と否定していました。

しかし、これは理論的にも実践的にも間違っています。理論的に言えば、綱領や政策が異なっているからこそ、一致できる部分に限って行動を統一するわけです。この統一戦線論の基本が理解されていません。連合政権にしても同じです。別の政党ですから綱領や政策が異なっているのは当たり前ですが、そのような政党が共通の目標や一致する政策の実現を目指して手を

結ぶのが連合政権ではありませんか。

蓮舫さんのように言ったら単独政権しかあり得ず、連立政権は存在できなくなってしまう。しかし、2009年に発足した鳩山連立政権は綱領や政策が異なった民主党・社民党・国民新党によるもので、今の安倍政権だって綱領や政策の異なる自民党と公明党による連立政権です。このような連立政権は世界では当たり前前のことです。

「別の政党だから」「綱領や政策が違うから」などといって政党間の選挙共闘や政権連合を否定するのは、連合政権の理論についても実態についても無知であることを告白するに等しいのです。「違うのは当たり前」「でも力を合わせなければ勝てない」「だから一致点を探して共闘する」というのが、基本の「キ」なのですから。

念のために付け加えておけば、民進党と共産党など野党との間には政策的な共通点が存在しています。だからこそ参院選での共闘が実現したのです。2月の「5党合意」、選挙前の通常国会に野党共同で提出された15本の法案、6月の市民連合と野党4党との合意、1人区での選挙協定や確認事項などによって積み重ねられた一致点は、政権を共にすることによってこそ実現できるものではありませんか。

自民党最大派閥の細田派（清和政策研究会）は9月4日、長野県軽井沢町で研修会を開きました。そこで会長の細田博之総務会長は民進党が今後も共産党との選挙協力を続けると予想したうえで、前回衆院選の選挙区での得票率が5割未満だった自民党の現職議員は次回当選が困難になると強調し、「漫然と戦ったら大変なことになる」と活を入れたそうです。

また、細田総務会長は埼玉県新座市であった自民党衆院議員の国政報告会でもあいさつし、「小選挙区では（得票率）5割以上を目指さないといけない。もし、共産党と民進党が協力し、（統一候補を）擁立した場合、非常に危ない。我が党は簡単に解散・総選挙をするよりは、候補者たちが頑張つて、次の選挙で堂々たる勝利をおさめてもらつてこそ安定政権が維持できる」とはつばをかけています。自民党幹部にこれほどの危機感を生み出した野党共闘を、「衆院選だから」ということでやめようというのでしょうか。

2014年の前回衆院選の結果をもとにした『東京新聞』の試算では、野党4党側の勝利は前回の43選挙区から2・1倍の91選挙区になるとされています（『東京新聞』9月4日付朝刊）。このように、野党共闘の効果は歴然としています。

自民党の細田さんでさえ十分に理解している野党協力の威力を、民進党の代表が分かっているというのでは困ります。蓮舫さんには、自ら先頭に立つて野党共闘を引っ張る決意を示していただきたいと思います。このような形で力を合わせる以外に、自民党に勝つて「一強多弱」の壁を突き崩せる妙案はなく、それ以外にアベ暴走政治をストップさせ、政権交代を実現して新しい連立政権を樹立する展望は開けてこないのですから。

* 共闘の継続と発展に向けて

このような野党共闘を生み出す背景となった力は、昨年の安保法案に反対する国民的な運動の高揚でした。そこには、それまでとは異なる大きな特徴がありました。

その一つは、SEALSやママの会、市民連合など、従来になく若者や女性、学者、弁護士、市民が自主的に運動に加わってきたことです。平和フォーラムや全労連傘下の労働組合、9条の会など以前からの運動団体と新たに加わってきた運動団体が連携し、戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会を中心に継続的な集会が開かれ、デモやパレードが展開されました。

もう一つの特徴は、このような国会外での運動と国会内での議員の活動や委員会での質疑などが連動して運動を盛り上げたことです。国会前の集会には野党の議員が参加して決意を表明し、市民団体の関係者は委員会の参考人などとして意見を述べ、憲法審査会で「安保法案は憲法違反」だと断言した3人の憲法学者の証言は運動に大きな力を与えました。

そして第3に、これらの市民運動は政党との連携を強め、選挙などにも深くかかわるようになりました。政治や政党と一定の距離をとってきた従来の市民運動とはこの点で大きく異なり、市民や政党が連携して開いた集会やデモの中で「野党は共闘」という声が上がったのは自然な

成り行きでした。

安保法は昨年9月19日に成立しています。この日の午後、共産党は今後の方針を協議し、「国民連合政権」樹立を呼びかけました。安保法の廃止を可能にするような新しい政府を市民と野党との共同の力で樹立しようという呼びかけです。

この時点から「2015年安保闘争」は新たな局面を迎えることとなります。参院選に向けて野党共闘の成立をめざすという、これまでの国政選挙では経験したことのない新しい運動目標が提示されたからです。同時に、安保法廃止を目指す2000万署名運動も提起されました。市民と政党との共同は大衆運動と選挙闘争との連携という新たな運動領域を切り開くことになったのです。

2016年2月19日、安保法成立から5ヵ月後に野党5党は国会内で党首会談に臨み、安保法の廃止と国政選挙での協力で合意しました。いわゆる「5党合意」です。これによって参院選での統一候補擁立が可能になりましたが、それを実現させたのは共産党による候補者の取り下げでした。

こうして、まるで突貫工事での「プレハブ造り」のように野党共闘が成立しましたが、それは前述のように大きな成果を上げました。参院選の結果を見ても野党共闘の威力と効果は明瞭です。それを維持し、発展させていくことが今後の大きな課題だということになります

2 安保法の廃止と発動阻止に向けて

*自衛隊は南スーダンから撤退し安保法
新任務の訓練を中止すべきだ

安保法は3月に施行されました。これによって自衛隊は戦闘に巻き込まれ、死傷者が出るかわからないようなリスクを抱えながらの活動を強いられることとなります。このような危険な領域に足を踏み入れてはならず、南スーダンから直ちに撤退するべきです。

稲田防衛相は安保法で可能になった新たな任務について、自衛隊の各部隊の判断で訓練を始めることを明らかにしました。南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に11月に派遣される陸上自衛隊第九師団第五普通科連隊主体の部隊は9月25日から訓練を始めています。

安保法については、日本が米国の戦争に巻き込まれたり、危険な任務に当たる自衛隊員のリスクを高めたりするとして批判されました。集団的自衛権の行使の容認には違憲性も指摘されていますが、これらの批判や指摘が実証されようとしています。

そもそも、駆けつけ警護や宿営地の共同防衛が必要になるような危険な状況の下で、自衛隊の部隊が派遣されていることが大きな間違いなのです。南スーダンの実態は内戦というべきも

のでPKO部隊派遣の前提は崩れており、他国軍とともに宿営地を守る共同防衛は海外での武力行使にあたり、憲法9条に違反することになります。

安保法制定後、日本周辺の安全保障環境は悪化し、「抑止力」などは全く働いていません。安保法の成立によって、確かに「日米同盟の絆」は強化されたかもしれませんが、その結果、バングラデシュでは日本人7人が国際テロの標的として犠牲になるなど、安全は高まったのではなく急速に低下しつつあります。

さらなる犠牲者が出る前に、ブレイキをかけて方向転換するべきでしょう。急迫不正の侵害に対する拒否力としての「自衛」隊が、海外で殺し、殺される「外征軍」へと変質してしまう前に、既成事実化を防がなければなりません。

このままでは、日本という国の形が変わってしまいます。自由で民主的な平和国家としてのこの国のあり方は、安保法によって既に変質を始めています。「壊憲」策動を許さないだけでなく、安保法の全面的な発動を阻止することが必要です。先の大戦で多大な犠牲を払い、それへの反省として手に入れた自由で民主的な平和国家としてのこの国の形を守るために……。

*ミサイル防衛（MD）ではなく外交交渉を

北朝鮮は建国記念日にあたる9月9日に、核弾頭の爆発実験に成功したと発表しました。日

本など周辺諸国にとっては深刻な脅威です。国連の安保理決議にも違反するこのような核実験と核兵器の開発は許されず、断固として糾弾しなければなりません。

この核実験に対して厳しい対応が行われていますが、それはほとんど「手詰まり」状態に陥っています。アメリカは韓国に対してB-1戦略爆撃機の派遣や高高度迎撃ミサイル（T-7はD）の配備、米韓共同演習など軍事的対応を強化しようとしています。それは逆効果です。

北朝鮮に対して、さらに強い圧力をかけて「締め上げ」ようとすれば、もっと強い反発が返ってくるだけでしょう。安全を高めようとして「抑止力」を強めれば強めるほど、それへの反発も大きくなって軍拡競争が激化し、結果的に安全が損なわれてしまうという「安全保障のジレンマ」から抜け出すことが必要なのです。

ここで重要なことは、ミサイル防衛（MD）で対抗することはできないということです。軍事的に対抗するのは不可能であるばかりか間違いで、唯一の解決策は外交的手段しかありません。

そもそも、日本は北朝鮮に近すぎます。この点で、遠く離れているアメリカなどは決定的に異なっています。近いから、もし北朝鮮がミサイルを発射すれば7〜8分で着弾します。これをどうやって、撃ち落とすのでしょうか。移動式であれば、いつでもどこから発射されるか分からないものを。

MD構想はいずれも対応する時間が十分にあるという前提での議論ですが、そんな時間はありません。この「時間の壁」を突破できるということが証明されない限り、MDについての議論は荒唐無稽なものとなります。

もし対応が可能であったとしても、迎撃ミサイルよりも多くの数が発射されればお手上げで、射程距離以外には届かず、届いたとしても速度の速いミサイルを撃ち落とすのは技術的に難しく、日本国内で破壊すれば残骸が降り注ぐこととなります。これらの問題を解決できるのでしようか。

この問題を解決するためには、無駄なMD構想などで国民に幻想を持たせず、対話と交渉の外交的手段しか解決策がないことを知らせなければなりません。北朝鮮を軍事的に挑発することのないように韓国やアメリカに進言し、必要なら無条件で直接対話に応ずる姿勢を示すようアメリカに要求するべきです。

日本が北朝鮮との国交正常化交渉を打ち切ってしまった過去の対応は完全な誤りでした。拉致問題の解決を優先するということが、交渉より制裁を選択したからです。日朝間の国交を回復していれば、その後の拉致問題についての進展も核やミサイル開発の経過も大きく違っていただいでしょう。

北朝鮮を話し合いの場に引き出すことでしか問題解決の道はないということは、はっきりしています。しかし、そのような道を選ぶ意思も能力も今の安倍政権にはないというところに、本当の危機が存在しているのではないのでしょうか。

*ドイツの経験は何を教えているか

ドイツでも日本の9条解釈の変更のような憲法（基本法）解釈の変更がなされたことがありました。その過ちは今も大きな傷跡としてドイツの人々を苦しめています。このドイツが犯した過ちとそれがもたらした負の教訓を、日本の私たちもしっかりと学ぶ必要があります。

というのは、ドイツでは基本法で軍の出動は北大西洋条約機構（NATO）同盟国の「防衛」などに限られると規定され、NATO域外では活動できないと解釈されてきたにもかかわらず、その解釈を変えて中東地域に出動させてしまったからです。

このような解釈変更の契機となったのは1991年の湾岸戦争でした。ドイツが派兵しないことにアメリカから強い批判が噴出し、94年に基本法の番人であったはずの憲法裁判所は連邦議会の事前承認を条件に域外派兵を認めてしまいました。その後、ドイツ軍はユーゴスラビア空爆に参加し、NATOや欧州連合（EU）、国連の活動範囲内で十数カ国に派兵し、特にアフガニスタンには毎年4000〜5000人を派兵しました。

長年、集団的自衛権の行使を認めていなかったにもかかわらず過去の最高裁判決を持ち出して解釈を変え、内閣法制局のお墨付けをもらって閣議決定を行い、安保法を制定して海外派兵を可能にしてしまった安倍内閣と、うり二つではありませんか。

ドイツでも戦闘行為への参加には世論の反発が強かったと言います。そのため、当時のシュレーダー政権は米軍などの後方支援のほか、治安維持と復興支援を目的とする国際治安支援部隊（ISAF）に参加を限定しました。

しかし、現地では前線と後方の区別があいまいで、多くは後方支援部隊にしながら死亡しています。戦闘現場と後方支援の現場を分けられるという考え方は幻想にすぎません。結局、兵士55人が死亡し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の患者が400人を超えるなどの深刻な結果をもたらしました。

これがドイツの経験であり、これから日本が向かおうとしている未来の姿です。ドイツではすでに実行され、多くの犠牲者が出てしまいました。日本ではこれからですから、今ならまだ間に合います。このようなおぞましい未来を招き寄せてもよいのか、そのような間違いを犯す可能性が大きい安保法の発動を許してもよいのか、いま私たちに問われています。

3 臨時国会に向けての課題

*「3分の2国会」が始まった

衆参両院で与党が3分の2を越えるという力関係の下で、臨時国会が始まりました。国会と

自民党内での安倍首相による「一強多弱」状況の下での論戦が展開されることとなります。安倍暴走政治の加速を阻んで、ストップさせることができるかどうかという正念場を迎えたこととなります。

この臨時国会は9月26日から11月30日までの66日間とされ、経済対策を盛り込んだ第2次補正予算案、TPP（環太平洋連携協定）承認案と関連法案の成立が最優先にされています。このほか、消費税率10%への引き上げを2017年4月から19年10月に再延期する法案、高年収の労働者の残業代が支払われなくなる労働基準法改正案（残業代ゼロ法案）の成立などが目指されています。

一方、過去に3回廃案になった「共謀罪」の要件を変えて「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法改正案も提出が検討されています。これには与党内にも慎重論がありますので、反対運動を強めて阻止することは可能です。

憲法改正をめぐることは、安倍晋三首相は「衆参の」憲法審査会のなかで、静かな環境において議論を深めてもらいたい」との意向を示しており、両院の憲法審査会で与野党の合意形成を重視した審議が始まるものと見られています。

さらに、社会保障の財源確保や負担増とサービスの切り下げ、配偶者控除の廃止と税制改革、沖縄の辺野古での新基地建設と高江でのヘリパッド建設の強行、原発再稼働など、問題は山積しています。稲田防衛相の「白紙領収書」による政治資金の不正受給など「政治とカネ」にか

かわる疑惑もあります。

そのようななかで、臨時国会でとりわけ大きな課題になると見られているのが、憲法改正論議と「働き方改革」の問題です。労働組合運動としても、この二つのテーマを重視して取り組みを強める必要があるでしょう。

* 「壊憲」阻止のための新たな戦略

参院選の結果、憲法をめぐる状況が新たな「危険水域」に入ったことは明らかです。しかし、上手に船を「操舵」することができれば、無事にこの「危険水域」を抜け出すことができます。そのためにどのような戦略を立てるかがここでの問題であり、そこでキーワードになるのが「改憲」とは区別される「壊憲」です。

「改憲」とは憲法の文章を書き変えることではありませんが、憲法の原理や理念に抵触するものではなく、平和主義、民主権、基本的人権の尊重という「憲法の三大原理」を前提とし、自由で民主的な平和国家という国の形を保ったうえでの条文の変更です。

これに対して、「壊憲」は憲法の文章を変えるだけでなく原理や理念も変えてしまおうというもので、「憲法の三大原理」を破壊し自由で民主的な平和国家という国の形を変えてしまう条文の書き換えを意味しています。

「改憲」と「壊憲」を分ける境界は、憲法の三大原理にあります。自由で民主的な平和国家としての現在の日本の国の形を変えてしまうような憲法条文の書き換えであるかどうかという点が最大の判断基準になります。

臨時国会で憲法審査会が再開された場合、そこで「審査」されるべき焦点は改憲案が「改憲」か「壊憲」か、つまり憲法の三大原理を前提としたものであるか、現在の国の形を変えてしまわないかどうかということですね。このような判断基準からすれば、自民党の憲法草案は完全に失格です。それは「改憲」のたたき台にはなりません。撤回するか破棄することを審査会再開の前提とすべきでしょう。

このような基準からすれば、与党の公明党はもちろん、いささか微妙ではありますが野党のおおさか維新の会も基本的には「改憲」勢力であって、「壊憲」勢力とは言えません。民進党内の「改憲」勢力も保守リベラルを含む自民党内の「改憲」志向の議員たちも、必ずしも「壊憲」をめざしているわけではないでしょう。

真の「壊憲」勢力は「日本会議」と「美しい日本の憲法をつくる国民の会」に絞られます。これと同調する「日本のこころを大切にする党」や「日本会議国会議員懇談会」「日本会議地方議員連盟」に属する議員たちこそが真の敵であり、与党と自民党内にクサビを打ち込んでこれらの勢力を孤立させ打撃を集中することが新たな戦略の基本になります。

* 真の「働き方改革」に向けて

臨時国会で急浮上しつつあるのが「働き方改革」の問題です。安倍首相が改造内閣の「最大のチャレンジ」だとして加藤勝信一億総活躍担当相を「働き方改革担当相」に任命し、「働き方改革実現会議」を開いて年度内をめどに実行計画をまとめるという方針を打ち出したからです。9月3日の記者会見では、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現をあげ、「非正規」という言葉をこの国から一掃するとのべました。

安倍首相を議長とする「働き方改革実現会議」に対する政府の対応方針は、図（省略）で示されている通りです。正規・非正規労働者間の賃金差を縮小する「同一労働同一賃金」の実現、長時間労働の是正、給付型奨学金の創設、外国人労働者の受け入れに向けた法制など、幅広い課題が検討されるようです。同一労働同一賃金と長時間労働の是正については厚生労働省の検討会が議論を進めており、政府は両検討会の報告も踏まえて来年3月末までに具体案を盛り込んだ「働き方改革実行計画」を取りまとめ、順次関連法案を提出する方針だとされています。

このような形で労働政策が重要な課題として取り上げられ、非正規雇用の処遇改善、賃金の引き上げ、長時間労働の是正などが本格的に取り組まれようとしていることは注目されます。このような動きが「働かされ方改革」ではなく、真の「働き方改革」となるための取り組みが

求められることになるでしょう。

これらの課題は、これまで労働側が要求して無視され放置されてきました。そのために、非正規化と雇用の劣悪化、賃金の低下とワーキングプア、長時間労働と健康被害や少子化など状況が悪化して多くの社会問題を生み出し、改善を求める声や運動も高まってきました。その結果、もはや無視できないまでに矛盾が高まり、改革に着手せざるを得なくなったというところでしよう。

しかも、少子化の進行とともに1995年をピークに生産年齢人口の減少が続き、震災復興とオリンピックなどのための人手不足もあって、資本の側からしても労働力の確保が深刻な問題になってきました。女性や高齢者の人材活用、労働力の保全と有効活用のための政策展開が必要になってきたということでもあります。

だからといって、労働者の求める方向で改革が進むとはかぎりません。ここでも労使の利害は異なっており、「誰のための改革か」が問われなければならないからです。一方で長時間労働の是正や勤務間インターバル規制の導入促進を言いながら、他方で「残業代ゼロ法案」を出そうとしているなど、政策内容は「玉石混交」となっています。「玉」だと思って割ってみたらから「石」が出てくるなどということがあるかもしれません。

とりわけ、本来なら厚生労働省が担当するのが当たり前の「働き方改革」を新設の大臣のもとでの会議でやり、公益・労働・経営の3者同数で構成される労働政策審議会が無視されている点は大きな問題です。労働者の声を遠ざけ、財界の主張がより強く反映される労働政策決定の新しいシステムづくりにならないように監視し、運動の側からの働きかけを強め要求実現のチャンスとして生かしていくことが重要になっています。

資本による職場支配の成功が、新たな失敗を生み出してしまったということです。その結果必要となった「働き方改革」を、新たな労働者支配の手段としてはなりません。そのためにも、労働組合運動の本領を発揮することが求められています。